

山鹿市競争入札参加資格審査に係る市内業者の認定基準を次のように定める。

令和3年11月22日

山鹿市長 早田 順



山鹿市競争入札参加資格審査に係る市内業者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山鹿市（以下「市」という。）が実施する競争入札参加資格審査において、市内業者として認定をするに当たり、その認定要件を明確にし、入札等に参加する業者を適正に選定することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 常時契約を締結する営業所 見積り、入札、契約書作成その他の契約の締結に係る一連の手続を実際に行う営業所をいう。
- 2 市内業者 山鹿市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）のうち、常時契約を締結する以下の営業所を市内に有する登録業者をいう。
 - (1) 本店
 - (2) 山鹿市内に開設し継続して10年を経過している支店その他の営業所

(認定要件)

第3条 市内業者としての認定要件は、次の(1)から(8)までに定めるところによる。

- (1) 市内業者は、営業所において、市と締結した契約の履行を完結することができるものであること。
- (2) 法令等に基づく許可が必要な業務にあつては、当該許可を有しているものであること。この場合において、当該許可が営業所ごとに必要な場合は、常時契約を締結する営業所において当該許可を有しているものであること。
- (3) 市税を滞納していないものであること。
- (4) 営業所に事務を行うための什器及び機器が備えられ、かつ、営業所の所在を公衆に表示するための看板、表札等が掲出されており、営業の実態が確認できるものであること。
- (5) 営業所に責任者を置き、当該責任者が1週間に3日間以上又は30時間以上勤務をしていること。
- (6) 営業所に配置されている社員等が他の営業所と兼務になっている場合等において、当該営業所が頻繁に不在の状況となるものでないこと。
- (7) 建設工事部門にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）で定める専任の

技術者が常駐をしていること。

- (8) 測量・コンサル部門にあつては、営業所に営業活動を行い得る社員等が常駐をしていること（責任者が営業活動を行う場合を除く。）。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる業種にあつては、1人以上の技術者が配置されていること。

(実態調査)

第4条 市長は、前条の認定要件を満たしているかの確認をするため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。この場合において、当該実態調査に協力しない登録業者及び市の指導に従わない登録業者は、当該認定要件を満たしていないものとみなす。

2 実態調査は、山鹿市競争入札参加資格審査申請書の内容と現状の内容照合を行うものとし、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業所の所在地
- (2) 営業所の所在を明らかにした標識又は看板の設置の有無
- (3) 営業所の設置形態（自社保有又は自社保有以外の場合においては、賃貸借契約等明確な使用権の有無）
- (4) 事務用什器（机、いす等）、事務用機器（電話、ファックス、複写機等）等の備付けの状況
- (5) 連絡手段の状況
- (6) 従業員の雇用及び配置状況
- (7) 代表者又は受任者の勤務状況
- (8) 技術者の資格及びその恒常的な雇用関係
- (9) 営業所の従業員（技術者）名簿
- (10) 営業所の従業員（技術者）に係る勤務簿又はタイムカード等
- (11) 営業所の活動状況（電気・水道の検針票、電話・ファックスの請求書等）
- (12) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

3 実態調査は、原則として登録業者に対し予告をせずに、調査員が現場の確認、聴取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

(実態調査の結果)

第5条 市長は、実態調査の結果、改善を要すると認めた登録業者に対して実態調査の結果を通知するものとし、改善結果について文書により報告を求めるものとする。

(再調査)

第6条 市長は、前条により、改善を要すると認めた業者から改善結果に係る報告が提出された場合は、再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善を要すると指摘された内容が軽易なものについては、この限りでない。

(入札参加の制限等)

第10条 市長は、正当な理由なく実態調査を拒んだ登録業者又は指摘された事項について改善が完了したと認めていない登録業者について、入札に参加させないことができる。

2 市長は、実態調査の結果、法令に違反する疑いがある場合は、原則として許可権者等へ照会し、又は通報するものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。なお、平成26年10月3日付山鹿市告示第154号は、廃止する。